省令

○文部科学省令第二十七号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第四項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十八日

文部科学大臣　下村　博文

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二中「連結剰余金計算書」の下に「連結国立大学法人等業務実施コスト計算書及び」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。